

ワクチン接種従事者の拡大に関する再質問主意書

提出者
松原
仁

ワクチン接種従事者の拡大に関する再質問主意書

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックの収束の見通しが立たない状況が今なお続いている。同感染症対策ワクチンの接種が開始されはしたが、人口比で、一定以上の比率の免疫獲得者が整備されることで、感染者が出たとしても他の人への感染が減って流行しなくなるという、いわゆる「集団免疫」が達成される見通しはまだ立っていない。

本職は、令和三年二月三日に提出した「ワクチン接種従事者の拡大に関する質問主意書」において、「期間限定の特例措置として、同感染症対策ワクチンの接種行為を歯科医にも拡大すべき」こと、さらに、「薬剤師による同感染症対策ワクチンの接種も検討すべき」ことを提案した。この点、政府が同ワクチンの接種行為を歯科医にも拡大したこと及び加藤勝信官房長官が令和三年五月十九日の記者会見の場で、薬剤師を含め、あらゆる選択肢を排除しないという観点で、厚生労働省で検討が逐次なされている旨述べたことは評価できる。さらに、菅義偉首相が同月二十四日、救急救命士や臨床検査技師の活用も念頭に置いていることを明らかにしたことは、迅速な同ワクチンの接種に資するものとして、非常に評価できる。

もつとも、令和三年二月十六日「衆議院議員松原仁君提出ワクチン接種従事者の拡大に関する質問に対す

る答弁書」(内閣衆質二〇四第二九号)では、「医行為・・・に該当する予防接種に係る注射を歯科医師及び薬剤師に行わせることは考えていない」とあったことから、本職としても、政府の見通しの甘さに危機感を覚えずにはいられない。

そこで、次のとおり再質問する。

一 政府は、令和三年二月十六日「衆議院議員松原仁君提出ワクチン接種従事者の拡大に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質二〇四第二九号)において、「予防接種の実施体制の整備」について、「厚生労働省において、その取組状況について必要に応じて報告を求めている」と答弁しているが、どのような報告がなされていたか明らかにされたい。

二 同答弁書において、「予防接種に係る注射を行う医療従事者も含め、予防接種を実施するために必要な医療従事者が確保されるよう」、「予防接種の実施体制の整備に係る支援に取り組んでい」たようであるが、どのような支援を行ってきたか明らかにされたい。

三 前二項に関連し、同感染症対策ワクチンのための接種者を医者に限れば、同接種者が不足することは、本職を含め、令和三年二月という三か月も前から懸念されており、本職が指摘していたように歯科医や薬

剤師へも拡大しなければならぬ状況になることは自明であった。そうであるにもかかわらず、十分に時間をかけて対応できなかったという危機対応の不十分さについて、今後、政府として検証すべきと考えるが、政府として如何。

四 同感染症対策ワクチンの接種のための医療従事者等の確保状況によつては、今後、薬剤師、獣医師を含めてワクチン接種従事者を早急に拡大することを検討しなければならないと考えるが、そのためには、期間を限つて、同感染症対策ワクチンの接種従事者を大幅に拡大するための時限特例法を制定すべきと考えるが、政府として如何。

五 前項に関連し、第二百四回国会（常会）の会期末の予定日である令和三年六月十六日まで一か月を切つたが、同感染症。パンデミックへの迅速な対応及び同感染症対策ワクチンの迅速な接種体制のさらなる構築等、法改正を伴う対応が予見される事態が生じていることから、同会期を少なくとも三か月程度延長すべきと考えるが、政府として如何。

右質問する。